

「移住促進広報用ポスター制作業務」仕様書

1 業務の目的

本業務は、県外(主に三大都市圏の都市部)からの移住希望者に対し、石川県における多様なライフスタイルやその魅力を広く発信することを目的とするものである。移住希望者が本県での生活を具体的にイメージできるよう、石川県の明るい未来を表現したポスターを作成し、これを通じて「自分もその一員になりたい」と感じられるような共感性の高い広報を図る。

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 委託予定金額

700 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

4 委託業務の内容

ポスターデザインの作成、印刷等、制作に係る全般を行う。詳細は以下の通りとする。

(1)ポスター

充実した子育て環境や豊かな自然・文化等の本県の強みをテーマに3種類のポスターを制作

ア 内容・構成

- ・石川県への移住をPRするキャッチコピー
- ・写真やイラスト
- ・石川県の移住相談窓口へ誘導するQRコード

イ 規格等

- ・規格 B1版、4C
- ・紙質 マットコート
- ・校正 3回以上
- ・数量 20部/1 種類につき

(2)その他留意事項

- ・屋内イベント等で使用するため、貼る・剥がすを繰り返しても破れにくい紙とすること
- ・本事業の目的を達成する上で有効なもので、受託者が独自に提案できる内容があれば、積極的に提案すること。また、提案した内容について、委託者から不足等を指摘された場合は、それに対応すること。

(3)納期・納品場所

納期:令和8年1月30日まで

場所:① いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会(石川県金沢市)

② いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)

UI ターンサポート石川(石川県金沢市)

③ いしかわ移住 UI ターン相談東京センター (ILAC 東京)(東京都千代田区)

④ ふるさと回帰支援センター(東京都千代田区)

⑤ いしかわ移住 UI ターン相談大阪センター（ILAC 大阪）（大阪府大阪市）

(4)その他

本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施すること。

5 成果品

- ・印刷物
- ・印刷物に係る電子媒体（ホームページ掲載用）
- ・ポスターデザインのデータ（イラストレーター等加工可能なもの）

6 実施体制

事業を確実にかつ円滑に実施できる体制及びスケジュールとすること。

7 実績報告書の提出

(1)実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。

(2)電子データ

実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。

(3)提出期限

実績報告書の提出は令和8年2月27日を期限とする。

8 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

9 著作権等

(1)著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2)第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3)権利関係の処理等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担

で行う。

(4)権利に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10 留意事項

(1)暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じて、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2)業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3)本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4)業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。